

なり普及性を備ふるに至つたもので、同國の研究努力に依る完成の數機は單に國產品として優秀の譽れを獨占し得べきに止まらず、同時に近く外國品の國內橫行を防遏する時代を齎すべしとして注目されてゐる。エンバスナシの今日を來たらしめたのは此の外其酵素の作用力が攝氏一〇〇度以下へ耐へ其の最適温度が七〇度乃至八〇度である事及び其の作用が弱酸性及び中性で働くこと等にある。即ち其酵素の抵抗性は極めて強く從來の酵素の様に制限を受けることもなく常温に於て充分作用しアルカリ性溶液中に於ても作用力を失はない爲めである。

エンバスナシに就いて、桐生高等工業學校教授伊澤弘一氏は其の長き研究の結果から次の如く其特徴を擧げてゐる。

一、酸性若しくは中性で作用する事

二、低温で作用する事

- 三、所要時間の少き事
四、原糸を損ふ事なく、醋酸人相交織物等に於いても絶對的に安全である事

ハ、使用量の僅少と使用法の簡便なる事
エンバスタンとは種々のアルカリ性薬品

又ハ精練所謂アルカリ練に比し極めて優秀なものであるが、アルカリ練を應用する事の出来な
 織物、染色物及びアルカリ精練の困難な織物
 及び毛織物、絹毛交織物、醋酸人絹交織物に適
 特にスパン、デローゼットに對し非常に好結
 を擧げてゐる。又石鹼の如く水中のカルシウ
 ム、マグネシウム、鹽類と結合して不溶解性の
 質を生ずることもなく、炸薬糸、布(絹紬)精
 に於いては特に優れた作用を示すものである
 エンバステンMY(酸性)とN(中性)の二種類
 ある。MYは無地物(ホワイトグーズ)即ち一
 の生糸及生織物等に用ひ、Nは染色物(カラ
 ドグーズ)即ち縞織物等に用ふるものである
 エンバステンはアルカリ性反應を呈せず、弱
 酸性或は中性にて充分精練の性能を有し而も直
 接及び酸性染料を以て染色したる縞を織り込む
 に染織物でも色相に何等變化を與へずに精練を
 行ふことが出来る。故にエンバステンは染色並
 に織物工業に適用して其用途の廣闊は莫大且圖

著であり纖維工業界に於て漸く最も重要な地位を占めんとしてゐる。(都、七、八、二)

使用法の小冊子及び見本M Y及びN(何れも白色の粉末狀を呈する)は組合事務所にあり。就て見らるべし。組合試験の成績に徴すれば理想的の絹糸布精練剤と思ふ。

試験に於ては現今普及せられてゐる石鹼硫酸ソーダ練品に比較して遙に優秀良好なる成績を挙げた。永き慣習の存するので新製品の採用は一つに率先開拓者を要する。而して全般に普及するだらう。之は單に精練業者を利益するのみでなく染業者にとりても利益するのである。即ち所謂練難が減少するだらうから大に歡迎の價値は此の點だけでもある。況んや白さ、光澤等が優秀で何等批評を許さない。練減、觸感及び糸撚の點が從來の施行法のものに異なる様に思ふ之は寧ろ優れた結果なのであらう。

絹布整理機械特にテンター及
カレンダーに就て

目的

敷等を佳良ならしめの商品として市場に出すためによりよく見らる爲めになされる工程である。換言すれば染織物を美粧俱樂部で御化粧するのである。

最近に至る迄で我國の織物は織機から降して直ちに又は簡単に地入湯熨斗を施せば十分實用に供せらるゝ様に出來て居たが故に整理と言ふ様な仕事の必要も喧ましく言はなかつたのである。其の理由の一つとしては小巾物であつた爲め巾へ其他の工程に於て取扱が至つて簡單であつた事も基因するのである。

而して近時廣巾織物の普及と毛織物の勃興の爲め整理が染織工事中必須な部門として業者の間に盛に研究せられる様になり我京都に於ても絹染織物の整理業が盛大となり今後に於ても精練屋が染色をやり染屋は再整業を兼ねる様に今迄の分業が綜合化される様な機運に向ひつゝある。其爲一般業者も最近整理に力増を入れる様になつた様に思はれる。

其の目的とする處は

- 一、染織の際に失われた性質を回復すること
……毛羽を取る等
- 二、特種の性質を與ふること
- 三、需要者の意に滿つる様にすること
……防水防火等
- 四、品物がよりよく見へる様にすること
地方的に風合を加へる等
- 五、生産能率を上げ商品を早急に仕上ること
文庫を附し絹糸にて縫する等

以上の如き目的を達するために仕上劑と整理機械を要する此の機械の中で最も必要とされて居る巾出し及乾出機に付て述べる事にする。

二、巾出機(タンター)に就て

タンター使用の目的は一言にして言へば染織物の巾を一定にすることである。

此れを大別して次の三類にすることが出来る。

二、普通テナター
三、ワクタテナター
以上の内ワクタテナターはレホソ、ニーン、ポ
イル等の特種薄地織物の波寄りを直すを目的と
す。

置き主としてビンタンター及び普通通りタンターに就て述べる事にする。

一、ビンタンター 岸本式、黒瀬式、鈴木式等があるが前二者は針の働いて居る間が短く鈴木式は長いから平物には前二者が適しシロ物には鈴木式が適する様であるが此等を適當に按配して二度掛けすると良結果を得る事が出来る。内地物に對しては機械も廉價であり製産能率も相當あり良好な仕上が出来る。

二、普通タンター 送入部一區と乾燥部二區以上になり送入部は圓錐狀をなし乾燥部は巾を固定するため一定の巾になつて居る送入部中部に於て給濕するため水蒸氣を吹かす様になつて居る。又目盛板の前に確實に嚙む様にクランプ押へのあるものもあるタンダー使用上注意すべき事項は次の如きである。

一、送入時に布目の弛まぬ様に注意する事、即ち巻取を充分に注意し糸目を弛まぬ様にする

二、使用に先立ちタリツブを脱めて凝結水滴の布に附着せぬ様にする事
三、給湿部の水分が乾燥を妨げぬ様乾燥部との境界に屏風を造る事
四、乾燥に電熱、瓦斯、木炭等を使用する場合には透し織物即ち絹、紗等の組織を部分的に散在するものはよく透しの部分を焦すことがあるから十分注意する事
五、半乾しとして掛ける時は空氣を透つて乾燥を充分ならしめる事
六、乾燥温度は攝氏八十度以下なれば絶体安全である
タレントに於けるタリツブは最も重要な部分なるが故に充分な研究を要する。
一、組用特にシヤ物に於ては下層板の端から布を噛む位置迄の間隔を $1\frac{1}{6} - 3\frac{3}{32}$ 吋とする事、木綿物は $1\frac{1}{2}$ 吋位が良く、絹物は

二、人相の場合にはクリップ上唇には二枚以上の歯を有するものを用ひること、
三、クリップの「丁」合は時々調整しなければならぬ、最近大阪で特許になつたクリップは布

のでタルヒを生じ易いので此の缺點を除外する
 ため外側を知る時は上唇が上つた儘とし必
 要な時だけ上唇を噛み合す様にして居る爲め
 に半年で調整しなければならぬ物が一年生
 位も耐れると言ふ事である。要するに普通
 インターとして工場等の悪くなるのは開口運動
 の時に起るのであるから此れを防止するため
 理想としてはクリフツにフックがあつて此を
 クリフツチェーシと同速度に回転する圓板を
 持つて開口するのが良いと思ふ。又上唇下部
 に車輪の附着して居るものが最も賞用されて
 居る。
 (向カレンダーに就き述べる筈の處時間の都合
 上次回談話會に譲り此れにて終る)

京都染物
同業組合
月報

第二百八十七號

發行兼編輯人 新野 眞 雲
印 刷 人 森本理一郎
京都市並座通竹屋町下ル
發行所 京都藥物同業組合事務所
電話五一六七七番

公
示

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ且記ノ子積ヲ了シタ

昭和七年十一月廿五日

組長 八木伊三郎
諸色染部員 河原清太郎 徒弟 市山七太郎

昭和六年組合經費收

昭和七年十一月廿五日

組長 八木伊三郎

雜錄

◎評議員會 本年度定期評議員會は十一月十九日午後四時開會出席者公同評議を圖り

納役、評議員田畑房次郎菅野松次郎杉本徳次郎
森田菊之助兒玉鶴六井上貞太郎竹次郎井澤幸
之助池田伊三郎の諸氏、松岡團組長八木組長廣
氣缺席につき代つて團合の代表は田畑房次郎
氏議長席につき日程を懸置して、染價加工料金に
關する組合の對策方針の審議に入り、西田理事と
染價加工料金に就ては今日の場合組合として
對策なきも各部に於て値上要望あり染料及原料
品の騰貴は先行に越しつゝかや斯る過渡期に於て
一定の標準を定め難し、如何にすべきか調査さ
れば承りたしと述べ種々意見の交換ありたるを



第二百八十七號

發行總編輯人 新野 眞 登
印刷人 森本理一郎
京都市東區南區竹屋町下ル
發行所 京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

第四號 練物部申請ノ件
第五號 輸出總織物同業組合聯合會脫退ノ件
松岡副組長八木組長病氣につき代つて開會の挨拶をなし横江議長議長席につく議事に入るに先立ち議事録署名人は議長指名の下に伊藤富三郎川崎爲之助兩氏を舉げいよ／＼議事日程に入る

第一號 昭和六年度收支決算承認の件
の審議に移る番外西田理事より收支支出各項に涉り詳細なる説明をなし眞鍋議員收入の部に就きては時節柄にも拘らず上乗の成績を挙げたるは理事者以下の努力の結果なりと讃辭を呈し支出の部に於て勲業獎勵費は豫算に比し少なきに過ぎ果して所期の事業獎勵を遂行し得たるやと賞したるに對し番外西田理事より勲業獎勵は充分なる成績を挙げんとするならば現在以上の豫算を計上するも容易に目的を達成することは困難であり事務當局としては實際收入の状況に徴し支出せざるを得ざる立場上相當額の補助に止むるのやむなきを説明其他試験原料費旅費等の項目につき眞鍋議員の質問に對しても西田理事より逐一説明を與へ横江議長他に質問なしと認むるを以て讀會を省略して原案に承認を與へて差支なきやと語り異議なく承認決定を宣告、吹で財産目録、積立金、特別積立金に移る旨を言ひ番外西田理事詳細に亘り説明、眞鍋議員特別積立金は寄附金なりやと質問したるに對し西田理事寄附金なるものは一切なし特別經費として徴收したるものなりと説明、横江議長他に質問なければ承認決定してはと語り異議なし議長恩を宣す

第二號 昭和八年度經費收支決算並ニ賦課徴收法
江議長第二號議案審議に入ると宣し西田理事條説明をなす井上議員賦課徴收法も一括して讀してはこの提議ありて西田理事賦課徴收法營業業額以外に資本金額を加へたるは年々會組織に於ても増加し會社組織は決算が遅なるので本豫算の編成迄には前年度税額を知難きを以て徴收の便宜上資本金に據ることにした税額が判明すれば税額により不明なる時は本額に據るものなることを説明、井深議員切められたる豫算なり讀會を省略して承認を與へしと原案に賛成横江議長讀會を省略して原

業承認を請り滿場異議なく承認に決す

第三號 染織講社ニ對スル本組合ノ參加方針ノ件

福井出納役横江議長等より染織祭に對し説明を
なし本組合は江戸時代「小町おどり」を負担し經
費七千四拾圓の中市より半額補助を受け殘額三
千五百貳拾圓を支出せざるべからざる旨を述べ
るの支出方につき諮りたるに對し役員に一任す
るに滿場異議なく決定

第四號議案 練物部申請ノ件

西田理事より別項練物部に於ける杉木、伊藤兩
工場に對する練物部紛議の事情を説明し之に對
しよき方法があれば御示し願ひたしと述べ仲裁
任兩論に岐れたるも代議員としては之が諮問
受けたる以上放任すべきにあらずとの一部議
の意見により横江議長五人の委員を舉げ當事
双方の意見を徴し仲裁出來得るものなりや否
を調査しては如何と諮りたるに賛成を叫ぶも
あり之に決し委員五名は議長より後日之を指
することゝす

第五號 輸出總織物同業組合聯合會股退ノ件

田理事より組合名議を以て大正九年加入した
ものなるも當業者は工業組合法により工業組
を組織したるを以て日本輸出總織物同業組合
聯合會に加入し置く必要なきに至れる事情を述
代議員會の承認を得て正式に股退の手續を採
たき旨を説明し質問なく異議なく可決午後
時三十五分議事を終了し閉會晚餐をともにし
り、其決議せられたる前年度決算及八年度豫
算左の如し

昭和六年度京都染物同業組合經費收支決算

收入ノ部	決算額	豫算額
款 賦課金	14,700.00	14,000.00
項 賦課金	14,700.00	14,000.00
目 等 級 割	14,700.00	14,000.00
目 戶 款 割	14,700.00	14,000.00
款 雜收入	11,100.00	10,000.00
項 雜收入	11,100.00	10,000.00
目 登 票 料	100.00	100.00
目 不用品賣却代	100.00	100.00
廣 告 料	100.00	100.00
雜 收 入	100.00	100.00

七日通信費	一九九〇〇〇	二九〇〇〇〇
八日修繕費	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
九日保險費	六八〇〇〇	六八〇〇〇
十日雜費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
第三款會議費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一項會議費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一目會議費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
第四款負擔金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一項聯合會費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一目聯合會費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
第五款準備費	二八六九〇	二八六九〇
一項準備費	二八六九〇	二八六九〇
一目準備費	二八六九〇	二八六九〇
合計金	一、六六六、二〇〇	一、〇九九、八八八
昭和八年度賦課法		
納税額 費本額 賦課率 總串數 一戸負擔額		
千圓以上 拾萬圓以上	一 六五〇	二、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
五百圓〃 五萬圓〃	二 五〇〇	一、〇〇〇 七、〇〇〇 〇、〇〇〇
參百圓〃 參萬圓〃	三 三〇〇	一、〇〇〇 六、〇〇〇 〇、〇〇〇
貳百圓〃 貳萬圓〃	四 七〇〇	一、〇〇〇 五、〇〇〇 〇、〇〇〇
壹百圓〃 壹萬圓〃	五 一、一〇〇	一、一〇〇 四、〇〇〇 〇、〇〇〇
九拾圓〃 九千圓〃	六 一八〇	一、一〇〇 三、〇〇〇 〇、〇〇〇
七拾圓〃 七千圓〃	七 二五〇	一、一〇〇 二、〇〇〇 〇、〇〇〇
六拾圓〃 六千圓〃	八 三二〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
五拾圓〃 五千圓〃	九 四〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
四拾圓〃 四千圓〃	一〇 五〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
參拾圓〃 參千圓〃	一一 六〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
貳拾圓〃 貳千圓〃	一二 七〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
拾六圓〃 一六圓以下	一三 八〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
拾貳圓〃 一〇圓以下	一四 九〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
八圓〃	一五 一、〇〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇
四圓以下	一六 一、〇〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇 〇、〇〇〇

© Kyozoomekai

二、試驗器具
一、クランプ 摩撓試驗以外ノモノハ操作ノ簡便ト原色保持ノ兩目的ノ爲第三圖及第四圖ノ如キ針金付クランプヲ以テ上部ヲ換壓スルモノトシ、試布用トシテクランプニハ番號ヲ刻ス
二、試験管 試管台ノ備付アル電氣恒槽ニシテ試験ノ加熱ニ供スルモノトス(島津製作所ニテ此ノ目的ノ爲ニ製作セラレタルモノアリ)
三、恒温槽 電氣恒槽乾燥器ニテ試料ノ一定乾燥ヲ行フニ必要トス
四、試験液貯藏器 第五圖ニ示スカ如キ構造トナスヲ便トス
六、摩撓試驗用床及試料緊縛用桿(第六圖)
七、脫水用布及アイロン 脫水度均一ナラシムル目的ヲ以テ綿布間ニ試験布ヲ挟ミ上ヨリ冷アイロンヲ用ヒ壓搾スアイロン重量ハ約八封度トス(第七圖)
【圖解ハ凡テ之ヲ略シタルモ組合事務所ニ備附アレバ就キ見ラレタシ】
判定上ノ注意
一、乾燥後ハクランプヲ除キ其ノ換壓セラレタル部分ニ於テ原色ヲ知ルヲ要ス而シテ堅牢ニシテ甲ニ屬スヘキモノハ試料全部カ原色ノ儘保存スルヲ云フモノニシテ原色部ヲ除キタル全部カ白色トナレルモノハ即チ丙ナリ
二、摩撓試驗ニ於テハ白木綿布ヲ汚染セリト認メタルモノハ程度ノ如何ニ拘ハラズ丙トナス追つて如何なる方法にて染色するも右試驗方法に依リ合格と認め得ざる染料あれば其の染料名製造所及理由を記載して京都輸出絹織物検査所宛届出相成度トス

◎奈良市産業博覽會 同市に於ては明年三月二十日より五月十七日迄の期日を以て産業博覽會開催の筈なり出品希望者は豫め準備し置かるべく出品に關する規定は左の通り
出品規定
第一條 出品ノ申込ミハ府縣市及其他ノ團體ニ於テ取極ムルモノトス但シ該團體又ハ特別に別及本會ニ於テ必要ト認メタル場合ハ此
第二條 出品物ノ陳列ハ府縣又ハ市別トシ特種ノモノニ限リ品種別トナスコトアルヘシ
第三條 出品陳列場所及小間數ノ割當ハ本會ニ於テ決定ス
第四條 前項決定ニ對シテハ異議ヲ述フル事ヲ得ス
第五條 出品者ハ陳列場所使用料トシテ左ノ金額ヲ出品場所決定ト同時ニ之ヲ支拂フヘシ但シ小間料ハ硝子面ニ依リ計算ス
一、陳列戸棚使用料
一、小間 開口六尺 特等三十五圓
一、小間 開口六尺 一等三十圓
一、半小間 開口二尺八寸 二十圓
一、半小間 開口二尺八寸 二十圓
一、陳列臺使用料
一、小間 開口六尺 二十五圓
一、半小間 開口二尺八寸 十五圓
一、館内土間使用料
一坪ニ付三十五圓以上
半坪ニ付二十圓以上
第五條 規定第十五條ニ依リ審査請求出品ハ三點以內トシ出品目録提出ノ際金拾圓ヲ納付スヘシ但シ陳列棚面積四分ノ一以下ノモノニ限ル
第六條 出品者自己ノ便宜ニ依リ其申込ノ全部又ハ一部ヲ取消シ若ハ之ヲ使用セザルモ既納ノ料金ハ之ヲ返還セズ
第七條 陳列後ト雖モ規則第十五條ニ該當スルモノト認ムル場合ハ該出品物ヲ撤去セシム此ノ場合亦前條ヲ適用ス
第八條 出品者ハ陳列場所ヲ他人ニ譲渡又ハ貸與スルコトヲ得ス
第九條 特別建設物又ハ特別裝飾ヲナサントスルモノ及動力又ハ特別ノ裝置若クハ基礎工事ヲ要スルモノハ申込書ニ設計書ヲ添へ提出シ本會ノ承認ヲ受クヘシ
第十條 出品者ハ本會ノ承認ヲ得ルニ非サレハ陳列棚又ハ陳列臺ノ改造變更ヲ爲スコトヲ得ス
第十一條 本會ハ出品物ニ對シ保險ヲ附セス但シ出品者ハ自己ノ負擔ニ於テ保險ヲ附スルコトヲ得

第十二條 出品者ハ會期中陳列場所閉鎖シ又ハ出品物ヲ撤去スルコトヲ得ス
第十三條 出品者ハ本會ノ承認ヲ受ケ開會時間内ニ限リ出品物保管取締ノ爲ノ自費看守ヲ置クコトヲ得
第十四條 本會ニ出品セントスル者ハ出品申込書第一號様式ヲ昭和八年一月十五日迄ニ本會ニ提出シ承認ヲ受クヘシ但シ申込決定以上ニ達シタル時ハ期限前ト雖モ出品ヲ拒絶スルコトアルヘシ
第十五條 出品申込ニ對シテハ昭和八年二月二十日迄ニ諸否ヲ申込團體(個人)ニ通知ス
第十六條 出品承認ノ通知ヲ受ケタルモノハ昭和八年三月一日迄ニ即賣品臺帳(第二號様式)ニ通テ本會ニ提出スヘシ
第十七條 出品物ニハ總テ本會ヨリ交付シタル付札ヲ添付スヘシ
第十八條 出品物ノ搬入陳列ハ昭和八年三月十日ヨリ同年三月十九日迄ニ之ヲ完了スヘシ
第十九條 出品物ニシテ所定ノ期間内ニ搬入陳列ヲ終ラサルモノ又ハ之ヲ終ルコト能ハスルモノハ但シキハ出品ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
第二十條 出品物ノ本會々場ニ到達シタル後該出品者又ハ取扱人ニシテ本會ノ指定スル期間内ニ之ヲ處理セザルトキハ本會ハ出品物ヲ場外ニ搬出若クハ倉庫ニ寄託スルコトアルヘシ但シ本件ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス
第二十一條 出品物ノ補充交換又ハ價格ノ變更ハ出品臺帳用紙ニ依リ其都度本會ノ承認ヲ受

タヘシ
第廿二條 出品物ハ非賣品、參考品ヲ除ク外之ヲ賣約又ハ即賣スルモノトス但シ審査品ハ即賣セス
第廿三條 本會ハ賣約並ニ即賣シタル出品物ニ付其價格ノ百分ノ五ヲ手数料トシテ收納スルモノトス
第廿四條 出品者ハ於テ本會ニ其陳列、裝飾ヲ委託セントスルモノハ委託証ヲ提出スヘシ前項ノ費用ハ出品者ノ負擔トス
第廿五條 館内陳列裝飾ノ場合ハ通路又ハ他ノ妨害トナラサル様設備スヘシ
第廿六條 出品物ハ開會後三日以內又建設物ハ五日以內ニ撤去シ原形ニ復スヘシ
前項ノ期間内ニ撤去ヲ爲サズ、ルトキハ本會ニ於テ代行シ其費用ハ出品者ノ負擔トス
第廿七條 出品物ノ賣上代金ハ開會後六十日以内ニ精算シ之レヲ出品人ニ交付ス
◎公告 組合書記と稱し染價の不拂或は不正の行爲をなすものあるやの無名投書を受くること再三あり今後被害者の氏名と被害事實を申越されし現在を以て左の通り
理事 西田 復次郎
庶務 梶村 萬次郎
同 江見 政利
同 村松 盛雄
同 大西 直三郎
同 下口 惣作
同 木望 藤之介
同 吉田 吉平
同 中井 義徳
同 江端 卓次郎
友仙 專任
電話 上二〇二一 番
總發行所 大阪一五五一〇 番
製造場 府下登峰山 麓



柿澁製造 卸問屋

澁新老舗

京都河原町二條上ル

© Kyozomekai

© Kyozomekai